

連 絡 運 輸 取 扱 規 則

連絡運輸取扱規則 目次

第1編 総則

第1条 適用範囲	1
第2条 用語の定義	1

第2編 旅客営業

第1章 通則

第3条 乗車券の発売	2
第4条 乗車券の払い戻し等	2

第2章 普通乗車券

第1節 普通乗車券の発売

第5条 普通乗車券の発売	2
第14条 被救護者割引普通乗車券の発売	3
第15条 乗継割引普通乗車券の発売	3

第2節 普通乗車券運賃

第20条 普通旅客運賃	3
第26条 被救護者割引	3
第27条 乗継割引普通旅客運賃	4

第3節 普通乗車券の様式

第34条 普通乗車券の様式	4
---------------------	---

連絡運輸取扱規則 目次

第4節 普通乗車券を使用する旅客の特殊取扱い	
第35条 普通乗車券の払い戻し	4
第3章 定期乗車券	
第1節 定期乗車券の発売	
第36条 通勤定期乗車券の発売	4
第37条 通学定期乗車券の発売	4
第2節 定期乗車券運賃	
第38条 通勤定期旅客運賃	5
第39条 通学定期旅客運賃	5
第40条 小児定期旅客運賃	5
第3節 定期乗車券の様式	
第41条 定期乗車券の様式	5
第4節 定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い	
第42条 使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し	6
第43条 使用開始後の定期旅客運賃の払い戻し	6

第4章 回数乗車券

第1節 回数乗車券の発売

第44条 普通回数乗車券の発売 6

第45条 削除

第46条 削除

第2節 回数乗車券運賃

第47条 普通回数旅客運賃 7

第48条 時差回数旅客運賃 7

第49条 土・休日割引回数旅客運賃 7

第3節 回数乗車券の様式

第50条 回数乗車券の様式 7

第4節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第51条 回数乗車券の払い戻し 7

第5章 団体乗車券

第1節 団体乗車券の発売

第52条 団体乗車券の発売 9

連絡運輸取扱規則 目次

第2節 団体乗車券運賃	
第53条 団体旅客運賃	9
第3節 団体乗車券の様式	
第54条 団体乗車券の様式	9
第4節 団体乗車券を使用する旅客の特殊取扱い	
第55条 団体乗車券の払い戻し	10
第56条 団体乗車券の有効期間	10
第6章 手回り品	
第57条 普通手回り品料金	10
別表	
第1号 乗継割引適用区間	11
第2号 乗車券の様式	12
第3号 旅客運賃の払い戻し等に関する手数料	13
附則	
旅客の輸送契約条件の変更	13

連絡運輸取扱規則

第1編 総則

(目的)

この規則は、神戸電鉄株式会社（神戸高速線を除く。以下、「神鉄」という。）と旅客との間で締結する連絡運輸（以下「連絡運輸」という。）に係る運送等に関する契約について合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と神鉄の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第1条 神鉄と旅客との間の、連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約となる。
- 2 連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。
 - 3 神鉄と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神鉄線で発売するものに限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。

連絡会社	接続駅	区間		乗車券種別
		神鉄線	連絡会社線	
阪 神	湊川 元町	全線各駅	全線各駅	普通乗車券、定期乗車券 回数乗車券、団体乗車券
阪 急	湊川 阪急神戸三宮	全線各駅	〃	〃
山 陽	湊川 西代	全線各駅	〃	〃
神戸高速線	湊川	全線各駅	〃	〃

連絡運輸取扱規則

(用語の定義)

第2条 この規則における主な用語の定義は、次のとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める定義によるものとする。

- (1)「連絡会社」とは、神鉄線と連絡運輸の取扱いを行う運輸機関をいう。
- (2)「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道及び自動車線をいう。
- (3)「鉄道」とは、神鉄線及び連絡会社が経営する鉄道をいう。
- (4)「自動車線」とは、連絡会社が経営する自動車線をいう。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券の発売)

第3条 連絡運輸に係る乗車券の発売については、神鉄線及び連絡会社において相互で取り扱うことができるものとする。ただし、神鉄線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

(乗車券の払い戻し等)

第4条 連絡運輸に係る乗車券の払い戻し等については、当該乗車券を発売した社局において取り扱うものとする。ただし、神鉄線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

第2章 普通乗車券

第1節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第5条 連絡運輸に係る普通乗車券は片道乗車券のみの発売とし、旅客が第1条に定める区間を片道1乗車（以下、「片道乗車」という。）する場合に発売する。

連絡運輸取扱規則

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第14条 連絡運輸に係る被救護者割引普通乗車券は、被救護者が第1条に規定する区間を旅行する場合で、被救護者旅客運賃割引証を提出した時、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、前条の規定にかかわらず片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入する時は、被救護者1人について付添人1人(被救護者が車椅子を使用する場合は2人まで)に限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第15条 旅客が別表1に定める特定の区間を乗り継いで片道乗車する場合は、乗継割引普通乗車券を発売する。

第2節 普通乗車券運賃

(普通旅客運賃)

第20条 連絡運輸に係る普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。

- (1) 神鉄線 旅客営業規則に定める普通旅客運賃
 - (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める普通旅客運賃
- 2 小児の普通旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の普通旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。

(被救護者割引)

第26条 第14条の規定により被救護者または付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、各運輸機関ごとにその普通旅客運賃の5割を割引する。

連絡運輸取扱規則

(乗継割引普通旅客運賃)

第27条 連絡運輸に係る乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。

- (1) 神鉄線 大人 普通旅客運賃より 10 円引いた額
 小児 普通旅客運賃より 5 円引いた額
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める乗継割引旅客運賃

第3節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第34条 神鉄線で発売する連絡運輸に係る普通乗車券の様式は、別表2のとおりとする。

第4節 普通乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(普通乗車券の払いもどし)

第35条 旅客営業規則第125条の規定は、連絡運輸に係る普通乗車券について準用する。この場合、旅客は普通乗車券1枚につき別表3に定める手数料を支払うものとする。

第3章 定期乗車券

第1節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第36条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、連絡運輸に係る通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間を乗車する場合
 - (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合
- 2 神戸高速線全線定期乗車券は、神戸高速線内の任意の駅と神鉄線の各駅相互間を発着となる通勤定期乗車券の場合に限って発売することができる。

(通学定期乗車券の発売)

第37条 指定学校の学生(放送大学の学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、旅客営業規則第27

連絡運輸取扱規則

条の規定を準用して、連絡運輸に係る通学定期乗車券を発売する。

第2節 定期乗車券運賃

(通勤定期旅客運賃)

第38条 連絡運輸に係る通勤定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の通勤定期旅客運賃を合算した額とする。

- (1) 神鉄線 旅客営業規則に定める通勤定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める通勤定期旅客運賃

(通学定期旅客運賃)

第39条 連絡運輸に係る通学定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の通学定期旅客運賃を合算した額とする。

- (1) 神鉄線 旅客営業規則に定める通学定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める通学定期旅客運賃

(小児定期旅客運賃)

第40条 小児の定期旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の定期旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。

第3節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第41条 神鉄線で発売する連絡運輸に係る定期乗車券の経由欄について、次の各号に定める経路を表示する。

- (1) 神戸高速線を経由して3線連絡となる場合



- (2) 阪急連絡となる場合であって次の着駅となるもの

イ. 三国～清荒神間又は箕面線の各駅

十三経由とするものは「十三」、今津線経由とするものは「宝塚」

連絡運輸取扱規則

ロ．京都本線南方以遠の各駅

「十三」

2 定期乗車券の様式は、別表2のとおりとする。

第4節 定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し)

第42条 旅客営業規則第126条の規定は、有効期間の開始前に連絡運輸に係る定期乗車券について準用する。この場合、旅客は定期乗車券1枚につき別表3に定める手数料を支払うものとする。

(使用開始後の定期乗車券の払い戻し)

第43条 旅客営業規則第130条及び同第142条の規定は、旅客が連絡運輸に係る定期乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合について準用する。ただし、連絡会社の旅客運賃の払い戻しについては、連絡会社が定める規定に基づき取り扱う。この場合、旅客は定期乗車券1枚につき別表3に定める手数料を支払うものとする。

2 旅客営業取扱基準規程第132条の規定に基づき普通旅客運賃を適用して当該乗車券を払い戻す場合、当該乗車券の有効区間が第15条の規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

第4章 回数乗車券

第1節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第44条 旅客が、第1条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第45条 削除

連絡運輸取扱規則

第46条 削除

第2節 回数乗車券運賃

(普通回数旅客運賃)

第47条 連絡運輸に係る普通回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 神鉄線 | 旅客営業規則に定める回数旅客運賃 |
| (2) 連絡会社線 | 別に連絡会社ごとに定める回数旅客運賃 |

(時差回数旅客運賃)

第48条 連絡運輸に係る時差回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 神鉄線 | 旅客営業規則に定める回数旅客運賃 |
| (2) 神戸市交線 | 神戸市交通局が定める回数旅客運賃 |

(土・休日割引回数旅客運賃)

第49条 連絡運輸に係る土・休日割引回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 神鉄線 | 旅客営業規則に定める回数旅客運賃 |
| (2) 神戸市交線 | 神戸市交通局が定める回数旅客運賃 |

第3節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第50条 連絡運輸に係る回数乗車券の様式は、別表2のとおりとする。

第4節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(回数乗車券の払い戻し)

第51条 旅客営業規則第126条及び同第131条の規定は、連絡運輸に係る回数乗車券

追25・追32・追35

連絡運輸取扱規則

について準用する。この場合、旅客は11券片の普通回数乗車券は11券片、6券片の時差回数乗車券については6券片、7券片の土・休日割引回数乗車券については7券片ごとにそれぞれ1冊とし、旅客は回数乗車券1冊につき別表3に定める手数料を支払うものとする。

- 2 前項に基づき払い戻す当該乗車券が第15条の規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

連絡運輸取扱規則

第5章 団体乗車券

第1節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第52条 旅客が、第1条に定める神戸高速線と連絡会社線との間を、発・着駅及び目的を同じくして25人以上が一団となって旅行する場合であつて、社及び連絡会社の承認を受けた場合は、当該旅客に対して、旅客運賃を割引した連絡運輸に係る団体乗車券を発売する。

第2節 団体乗車券運賃

(団体旅客運賃)

第53条 連絡運輸に係る団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除し、1円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (2) 小児団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を控除し、1円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃は、大人及び小児別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2 前項の規定により計算した場合において、10円未満の端数が生じた時は、10円未満の端数は切上げて10円単位とする。

第3節 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第54条 連絡運輸に係る団体乗車券の様式は、別表2のとおりとする。

連絡運輸取扱規則

第4節 団体乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(団体乗車券の払い戻し)

第55条 旅客営業規則第127条の規定は、連絡運輸に係る団体乗車券について準用する。この場合、旅客は団体乗車券1枚につき別表3に定める手数料を支払うものとする。

(団体乗車券の有効期間)

第56条 連絡運輸に係る団体乗車券の有効期間は、連絡会社と調整し、その都度定める。

第6章 手回り品

(普通手回り品料金)

第57条 普通手回り品料金は、全乗車区間を通じ、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

乗継割引適用区間

神鉄線	接続駅	連絡会社線
長田・丸山	湊川	(阪 神 線) 阪神神戸三宮 (神戸高速線) 元町～西代、 阪急神戸三宮、花隈

乗車券の様式

- 1. 普通乗車券
(省略)
- 2. 定期乗車券
(省略)
- 3. 回数乗車券

高速・阪急
(省略)

高速・阪神
(省略)

高速・山陽
(省略)

高速・神鉄
(省略)

阪急・高速
(省略)

阪神・高速
(省略)

山陽・高速
(省略)

神鉄・高速
(省略)

- 4. 団体乗車券
(省略)

連絡運輸取扱規則

別表 3

旅客運賃の払い戻し等に関する手数料

取扱場所	手数料の金額（円）			
	普通乗車券	定期乗車券	回数乗車券	団体乗車券
全駅 （新開地駅をのぞく）	210	220	220	220

附 則

【旅客の輸送契約条件の変更】

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2025年1月19日より実施します。